

「スーパーシティ」構想の実現に向けて 最終報告

2019年2月14日

「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会

AI 及びビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している。第四次産業革命を先行的に体现し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市となる「スーパーシティ」の構想を実現するため、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下、「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会を開催し、「スーパーシティ」構想の実現に向けて、報告をとりまとめた。

1、「スーパーシティ」構想は何を目指すのか

「スーパーシティ」は、最先端技術を活用し、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指す。

これまで日本国内において、スマートシティや近未来技術実証特区などの取組があった。しかし、エネルギー・交通などの個別分野での取組、個別の最先端技術の実証などにとどまっていた。

「スーパーシティ」は、これらとは次元が異なり、「丸ごと未来都市を作る」ことを目指す。すなわち、

- 1) エネルギー・交通などの個別分野にとどまらず、生活全般にまたがり、
- 2) 最先端技術の実証を一時的に行うのではなく、未来社会での生活を先行して現実にする。
- 3) その際、何より重要なことは、技術開発側・供給側の目線ではなく、住民目線で理想の未来社会を追求することである。

世界各国でも、未来都市の設計に向けて、類似の問題意識での取組がなされつつある。白地から未来都市を作り上げるグリーンフィールド型の取組（雄安、トロントなど）もあれば、既存の都市を作り替えようとするブラウンフィールド型の取組（ドバイ、シンガポールなど）もある。中国やドバイなどで革新的な取組が先行しつつある一方、トロントでは、住民の不安による混乱も生じている。現時点では、上記のような未来都市はまだ実現していない。

日本で、世界に先駆けて「スーパーシティ」を実現し、世界にモデルを示すため、早急に取り組む必要がある。

日本でのこれからの取り組みは、進め方次第で世界的にも先進性ある日本モデルを提示できる可能性が十分ある。

また、国民に対しては、

- ・過去のレガシーにとらわれない
- ・住民とコミュニティが主役の
- ・技術活用による社会課題解決モデル

を具体化することにより、将来に対する希望を醸成するという意義がある。

2、「スーパーシティ」の具体像

(1) 表側からみた「スーパーシティ」

①生活全般にまたがる

- 以下のような領域を広くカバーする（少なくとも5領域以上など）。
 - ・移動： 自動走行、データ活用による交通量管理・駐車管理、マルチモード輸送（MaaS） など
 - ・物流： 自動配送、ドローン配達 など
 - ・支払い： キャッシュレス など
 - ・行政： パーソナルデータストア（PDS）、オープンデータプラットフォームワンストップ窓口、API ガバメント、ワンスオンリーなど
 - ・医療・介護： AI ホスピタル、データ活用、オンライン（遠隔）診療・医薬品配達 など
 - ・教育： AI 活用、遠隔教育 など
 - ・エネルギー・水： データ活用によるスマートシステム など
 - ・環境・ゴミ： データ活用によるスマートシステム など
 - ・防災： 緊急時の自立エネルギー供給、防災システム など
 - ・防犯・安全： ロボット監視 など

②未来社会の加速実現

- 2030 年頃に実現される未来社会での生活を加速実現する（域内は自動走行のみ、域内は現金取り扱い、紙書類なしなど）。

③住民参画

- 住民が参画し、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるように、ネットワークを最大限に利用する。
住民のコミュニティが中心となって、継続的に新しい取り組みがなされ、改善が進められるような新しい住民参加モデルを目指す。

(2)「スーパーシティ」を支える構造

①未来仕様の都市インフラ

●未来仕様の都市インフラの整備が必要。

- ・物理的インフラ（道路、水道、電力網など）とデジタルインフラ（横断的なデータ連携基盤）を組み合わせ、
- ・データ連携のため必要な通信基盤・センサー・デバイスなどを物理的インフラに埋め込み、
- ・そのうえで各種の新たなサービスの提供を可能にする。

②最先端の技術活用とAPI

●最先端の技術を活用し、常に最適最善のものを活用できることが必要。

- このため、新たな都市インフラの整備に際しては、政府が特定技術を推奨・誘導することなく、また、いったん導入された技術にロックインされることもなく、官民を超えて、常にオープンな連携を可能にするためのAPI（Application Programming Interface：この場合は都市インフラの持つさまざまな機能を利用するための電子的な手続き群）の設計と、皆がそれを使い多様なサービスを構築・利用する考え方自体の普及が根幹となる。

③データの適正な管理・セキュリティの確保

- データの適正な管理・セキュリティの確保（サイバーテロ対策、データローカライゼーションなどを含む）には万全を期すことが必要。

④未来都市を実現できる推進機関

- 以上の実現には、住民のほか、国のさまざまな関係機関、自治体、民間企業など多くのプレーヤーが関わる。また、未来社会の加速実現には、これまでにないインフラ整備のほか、新たな規制の設定・運用も不可欠である。このため、所要の法整備を行ったうえ（4で後述）、国（内閣府）・自治体・民間で構成する強力な推進機関を設ける必要がある（従来の国家戦略特区の区域会議をさらに充実・強化した、いわばミニ独立政府）。

その際、

- ・推進機関には、域内での独自の規制の設定などを含め、強力な権限を与えること、
- ・推進機関には、実質的な責任者（都市の設計・運営全般を統括するアーキテクト）を置き、そのもとで創造力・機動性のある人材を起用して体制を構築すること、が重要である。

3、エリアの選定

- ごく少数のエリアを、透明なプロセスで選定すべきである。
- 以下の2タイプが想定される。
 - 1) 新規開発（グリーンフィールド）型： 都市の一部区域や工場跡地などで、新たな都市開発を行い、新たな住民を集める
 - 2) 既存都市（ブラウンフィールド）型： すでにあるまちで住民合意を形成しつつ、必要な再開発・インフラ整備を行う
- ・なお、いずれのタイプも、行政区域（市区など）と一致する場合（グリーンフィールド型の場合は新設も含め）も、その中の一部区域（ディストリクト）となる場合もありうる。
- 選定に際しては、
 - ・住民の合意形成を促進・実現できる、ビジョンとリーダーシップを備えた首長の存在、
 - ・最新技術を実装できる企業の存在、などが重要となる。

4、「スーパーシティ」実現に必要な法整備

我が国の現行の法制度のもとでは、「スーパーシティ」は実現できない。なぜならば、未来社会の加速実現を行ううえでは、言うまでもなく、現行の規制との相克が生じるためである。

地域限定で規制特例を設ける仕組みとしては、国家戦略特区制度があるが、これには限界がある。これまでも各種の近未来技術の実証を行うため規制改革に取り組んできたが、規制所管省と個々に協議し、同意をとりつけなければ動かない仕組みであり、それまでに数か月や数年を要することも少なくなかった。この限界のもとでは、丸ごと未来都市を作ろうとする「スーパーシティ」構想はできない。

そこで、従来の国家戦略特区制度を基礎としつつ、より迅速・柔軟に域内独自で規制特例を設定できる法制度を新たに整備する必要がある。

具体的には、

- 1) 住民合意（未来都市の設計・運営の方針、域内独自に規制特例を設定することについての合意）があることを条件として、
 - ・自治体に執行権限のある地方事務に関わる政省令については、規制所管省が規制特例の設定を止められる手続は設けたうえで、条例で規制特例を設けられるようにする。
 - ・そのほかの規制の特例措置に関して、特区諮問会議での議論を経て規制所管省に勧告を行うなどの制度を設ける。
- 2) この前提として、住民合意、地方議会の承認の手続を定める。
（別紙1及び別紙2参照）

なお、以上の制度を適用する前提として、2で記載した「スーパーシティ」の具体像、3で記載したエリア選定の考え方などにつき、法令またはそれに基づく方針などで定める必要がある。

5、インフラ・技術面で必要な政策

必要なインフラ整備は国主導で迅速に行う必要がある。これに向け、当面、先行的な調査等のための予算を確保する。あわせて、官民連携のファイナンス手法も検討する。

Society 5.0に向けた政府の技術基盤整備の状況は別紙3のとおりであり、統合イノベーション総合戦略推進会議におけるスマートシティ推進とも連携し、スーパーシティ実現を視野にさらなる加速を図るべきである。

スーパーシティにおいては、政府が特定技術を推奨・誘導するのではなく、APIの設計を基本とする。